

雇用保険の基本手当の手続を行う 公共職業安定所に関する取扱いの積極的な周知

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答—

近畿管区行政評価局（局長：角田祐一）は、次の行政相談を受け、近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議に諮り、同会議において示された意見を踏まえて、平成29年5月29日、兵庫労働局にあっせんを行いました。この結果、平成29年7月21日、兵庫労働局から、下記の回答がありました。

【行政相談の要旨】

私は、兵庫県西宮市に住んでおり、会社を退職したため、神戸市内で新たな就職先を見つけたいと考えている。そこで、西宮公共職業安定所に出向いて雇用保険の受給手続をしようとしたところ、「神戸市内で就職先を探したいのであれば神戸公共職業安定所でも手続することができる。ただし、一度手続を行う窓口を選択すると変更することはできないので、受給資格の決定に必要な手続とその後の失業の認定に必要な手続は、同一の公共職業安定所（以下「安定所」という。）で行わなければならない。」旨の教示を受けた。

このため、求職活動に影響が出ないよう神戸安定所で当該手続を行うこととしたが、西宮安定所に出かけた半日が無駄になってしまった。このようなことが発生しないようにしてほしい。

（注）本相談は、兵庫行政評価事務所が受け付けた相談である。

【当局のあっせん内容】

兵庫労働局は、雇用保険の基本手当の受給資格者及び受給者の負担軽減及び利便向上の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- 1 現在の取扱いである基本手当の支給を受けようとする者が、住所又は居所の管轄安定所だけでなく就職を希望する地域の管轄安定所でも手続が可能であること、及び当該手続開始後は安定所の変更が認められないことについて、支給を受けようとする者が事前に把握できるようホームページ等で周知を図ること
- 2 本あっせんの趣旨について、他の労働局に周知すること

【兵庫労働局の回答】

- 1 基本手当の受給資格者が、住所又は居所の管轄安定所だけでなく就職を希望する地域の管轄安定所でも手続が可能であること、及び当該手続開始後は安定所の変更が認められないことについて、受給資格者が事前に把握できるための周知について
 - (1) 兵庫労働局ホームページにおいて、「雇用保険（求職者給付）の受給手続について」のお知らせを掲載し、当該内容が手続前に把握できるよう措置しました。
 - (2) 離職者へ事業所から離職票を送付する際に添付する「離職されたみなさまへ」について、平成29年12月に予定している改訂時期に当該内容を追記する予定としています。
- 2 当該あっせんの趣旨について、他の労働局への周知について
平成29年6月30日に開催された、近畿各労働局（滋賀労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、奈良労働局、和歌山労働局）の担当者が出席する「近畿ブロック雇用保険適用・給付業務担当係長会議」において、当局が他の労働局に対し、当該あっせんの内容、経緯、趣旨、及びこれに対する措置等について周知しました。

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 首席行政相談官室（辻崎、北村） 電話：06-6941-8166 FAX：06-6941-8988